

		現行の「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言
1. カードの利用	(1)	本人(下記に定義)は、SMBC信託銀行バンキングカード(以下「カード」といいます)を次の場合に利用することができます(以下それぞれを「本件取引」といいます)。①株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」といいます)又は日本国内若しくは国外において当行がオンライン現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携機関」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます)を利用して、当行に開設した普通預金又は当座預金(以下「預金」といい、預金名義人を「本人」といいます)の払戻を行う場合 ②当行、又は提携機関のうち当行がオンライン預金業務についても提携した提携機関(以下「預金業務提携機関」といいます)の、それぞれ日本国内におけるATMを利用して、本人名義の預金に預入を行う場合 ③当行が別途規定するSMBC信託銀行デビットカード取引規定(以下「デビットカード規定」といいます)において定められた日本国内における「加盟店」に設置された、「デビットカード取引」に係る機能を備えた端末機(以下「端末」といいます)を利用して、加盟店との「売買取引」について、「売買取引債務」をカードの「預金口座」から「預金の引落」(以上各用語の意味はデビットカード規定に定義)によって「加盟店」に支払う場合 ④当行の日本国内におけるATMを利用して、日本国内の送金先に対して振込を行う場合 ⑤当行の支店窓口において当行所定の取引を行う場合 ⑥その他当行所定の取引をする場合	(1)	本人(下記に定義)は、SMBC信託銀行バンキングカード(以下「カード」といいます)を次の場合に利用することができます(以下それぞれを「本件取引」といいます)。①株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます)又は日本国内若しくは国外において株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」といいます)がオンライン現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携機関」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます)を利用して、当行に開設した普通預金又は当座預金(以下「預金」といい、預金名義人を「本人」といいます)の払戻を行う場合 ②提携機関のうち当行がオンライン預金業務についても提携した提携機関(以下「預金業務提携機関」といいます)の、それぞれ日本国内におけるATMを利用して、本人名義の預金に預入を行う場合 ③当行が別途規定するSMBC信託銀行デビットカード取引規定(以下「デビットカード規定」といいます)において定められた日本国内における「加盟店」に設置された、「デビットカード取引」に係る機能を備えた端末機(以下「端末」といいます)を利用して、加盟店との「売買取引」について、「売買取引債務」をカードの「預金口座」から「預金の引落」(以上各用語の意味はデビットカード規定に定義)によって「加盟店」に支払う場合 ④三井住友銀行の日本国内におけるATMを利用して、日本国内の送金先に対して振込を行う場合 ⑤当行の支店窓口において当行所定の取引を行う場合 ⑥その他当行所定の取引をする場合
2. 預金の払戻		本人は、日本国内外のATMを利用して預金の払戻を行う場合、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、当行に登録済の暗証(以下「登録済暗証」といいます。)(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)及び金額を正確に入力するものとします。本人は、法人名義のカードを日本国内の当行のATM以外で利用することはできません。以下、ATM利用時に本人が守るべきその他の事項を規定します。		本人は、日本国内外のATMを利用して預金の払戻を行う場合、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、当行に登録済の暗証(以下「登録済暗証」といいます。)(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)及び金額を正確に入力するものとします。本人は、法人名義のカードを日本国内の三井住友銀行のATM以外で利用することはできません。以下、ATM利用時に本人が守るべきその他の事項を規定します。
2-1. 日本国内	(1)	払戻は、ATMの機種により、1千円、5千円又は1万円単位とし、1回あたりの払戻額は当行(提携機関のATM使用の場合は、その提携機関)所定の金額(当行又は提携機関により、変更されることがあります)の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻額は当行所定の金額(書面その他当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は、本人は当該金額を変更することができます)の範囲内とします。	(1)	払戻は、ATMの機種により、1千円、5千円又は1万円単位とし、1回あたりの払戻額は提携機関所定の金額(提携機関により、変更されることがあります)の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻額は当行所定の金額(書面その他当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は、本人は当該金額を変更することができます)の範囲内とします。
2-2. 日本国外	(4)	本人は、円に換算した払戻金額及び利用手数料の合計が前第(3)項所定の払戻限度額を超える場合、払戻を行うことはできません。但し、通信回線の故障等、やむをえない事情により提携機関が本人の払戻限度額を確認できなかった場合は、当行所定の、又は当行と提携機関が合意の上定めた金額を上限として、提携機関が払戻に応じることがあります。当行は、そのような事情が解消次第、預金から払戻金額を引落します。なお、払戻金額が引落実行時点の預金残高を超えていた場合には、当行は本人に対してかかる超過金額の支払を請求し、本人は直ちに支払うものとします。また当行は、払戻が行われない場合であっても、通信回線の状況等により預金から払戻請求金額の引落を行うことがあります。この場合本人は、直ちに当行へ連絡するものとします。	(4)	本人は、円に換算した払戻金額及び利用手数料の合計が前第(3)項所定の払戻限度額を超える場合、払戻を行うことはできません。
4. 預入	(1)	本人は、当行又は預金業務提携機関のATMを利用して預金の預入を行う場合、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作するものとします。	(1)	本人は、預金業務提携機関のATMを利用して預金の預入を行う場合、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作するものとします。
	(2)	本人は、当行所定の種類の日紙幣に限りATMを利用した預入を行うことができます。1回あたりの預入は、当行又は預金業務提携機関所定の各紙幣毎の枚数の範囲内とします。	(2)	本人は、預金業務提携機関所定の種類の日現金に限りATMを利用した預入を行うことができます。1回あたりの預入は、預金業務提携機関所定の金額の範囲内とします。
6. ATM及び端末利用手数料	(1)	本人は、ATM又は端末を利用して本件取引を行う場合、当行又は提携機関所定のATM又は端末利用手数料若しくはネットワーク使用手数料等(本規定において「利用手数料」といいます)を当行又は提携機関に支払うものとします。但し、当行が指定した時間内において、無料で当行のATMにてカードを利用できることがあります。	(1)	本人は、ATM又は端末を利用して本件取引を行う場合、当行又は提携機関所定のATM又は端末利用手数料若しくはネットワーク使用手数料等(本規定において「利用手数料」といいます)を当行又は提携機関に支払うものとします。但し、当行が指定した時間内において、無料で三井住友銀行のATMにてカードを利用できることがあります。

		現行の「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行バンキングカード規定」文言
7. ATM及び端末利用時間	(1)	本人は、当行所定の時間帯に限り当行のATMを利用することができます。		削除
	(2)	本人は、提携機関及び加盟店の定める時間帯に限り提携機関又は加盟店のATM又は端末を利用することができますが、システムの調整又は管理等のため利用できない場合があります。	—	本人は、提携機関及び加盟店の定める時間帯に限り提携機関又は加盟店のATM又は端末を利用することができますが、システムの調整又は管理等のため利用できない場合があります。
18. カードの解約等	(4)	前項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。①本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、過去の不正の行為に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ②本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	(4)	前項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、過去の不正の行為に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為
	(5)	前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行は代理人に対するこのサービスを停止し、または代理人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。①代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、過去の不正の行為に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ②代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	(5)	前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行は代理人に対するこのサービスを停止し、または代理人に通知することによりこのサービスを解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。①代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、過去の不正の行為に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ②代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為
		以上(2015年11月1日現在)		以上(2018年7月14日現在)

	現行の「SMBC信託銀行デビットカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行デビットカード規定」文言
1. 適用範囲	本人(SMBC信託銀行バンキングカード規定(以下「カード規定」といいます)に定義。以下本規定における用語の意味は、別途定義されない限り、カード規定に従うものとします)が下記各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます)に対してデビットカード(以下に定義)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引」といいます)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます)を、当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます)から預金の引落(当座貸越による引落を含みます)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます)については、この規定により取扱います。デビットカードとは、当行がカード規定に基づいて発行するカードのうち、①普通預金又は当座預金(当座貸越の貸越金を含みます)その他当行所定の預金のキャッシュカード、②プレスティア カードローンカード規定にもとづいて発行されるカードローンカード、及び③プレスティア アドバンスマネーカード規定にもとづいて発行するプレスティア アドバンスマネーカードをいいます。		本人(SMBC信託銀行バンキングカード規定(以下「カード規定」といいます)に定義された本人のうち、本規定においては個人をさします。以下本規定における用語の意味は、別途定義されない限り、カード規定に従うものとします)が下記各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます)に対してデビットカード(以下に定義)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引」といいます)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます)を、当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます)から預金の引落によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます)については、この規定により取扱います。デビットカードとは、当行がカード規定に基づいて発行するカードのうち、普通預金のキャッシュカードをいいます。
	記	記	①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます)所定の加盟店規約(以下「加盟店規約」といいます)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一つ又は複数の金融機関(以下「加盟店金融機関」といいます)と加盟店規約所定の加盟店契約を締結した法人又は個人(以下「直接加盟店」といいます)②加盟店規約を承認のうえ、直接加盟店と加盟店規約所定の間接加盟店契約を締結した法人又は個人③加盟店規約を承認のうえ協賛会に任意組合として登録され、加盟店金融機関と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、加盟店規約を承認した法人又は個人
1-2. 反社会的勢力との取引拒絶	このカードの発行は、第4条第5項各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第4条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのカードの発行をお断りするとともに、当該本人への本サービス提供を制限もしくは停止できるものとします。		このデビットカードの発行は、第4条第5項各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第4条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのデビットカードの発行をお断りするとともに、当該本人への本サービス提供を制限もしくは停止できるものとします。

	現行の「SMBC信託銀行デビットカード規定」文言		新しい「SMBC信託銀行デビットカード規定」文言
4. デビットカード取引契約解消の場合	(2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカード及び加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の原状回復を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は、引落された預金の原状回復を行います。本人は、加盟店経由で引落された預金の原状回復を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか又は加盟店にカードを引渡して加盟店をして端末機に読み取らせるものとします。当行は、端末機から送信された取消の電文を受信することができないときは、その理由の如何を問わず引落された預金の原状回復を行いません。	(2)	前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にデビットカード及び加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の原状回復を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は、引落された預金の原状回復を行います。本人は、加盟店経由で引落された預金の原状回復を請求するにあたっては、自らデビットカードを端末機に読み取らせるか又は加盟店にデビットカードを引渡して加盟店をして端末機に読み取らせるものとします。当行は、端末機から送信された取消の電文を受信することができないときは、その理由の如何を問わず引落された預金の原状回復を行いません。
	(5) 次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。①本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、過去に暴力団員等に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ②本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	(5)	次の各号の一にでも該当し、サービスの提供を継続することが不適切である場合には、当行はこのサービスを停止し、または本人に通知することによりこのサービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されるものとします。①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または、次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為
	以上(2015年11月1日現在)		以上(2018年7月14日現在)